

港湾局職員安全衛生委員会要綱

平成19年4月1日

19川港庶第91号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、港湾局職員の労働安全衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「市規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、安全衛生委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市規則第9条第3項の規定により、港湾局に港湾局職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長その他の委員で組織する。

2 委員長は、港湾局長をもって充てる。

3 副委員長は、川崎市職員労働組合港湾支部を代表する者（以下「支部長」という。）をもって充てる。

4 委員のうち、委員長を除く委員の半数については、支部長が推薦した者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の者から請求があるときに、委員長がこれを招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 本組織の下に、委員長の特命により小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、若干名とし、委員長の指名する者をもって充てる。

(委員でない者の出席)

第9条 委員会又は小委員会は、必要があるときは、産業医、関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

本庁部会	本庁職場の職員の労働衛生に関すること。
------	---------------------

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は事務局を所管する部長を、副部会長は支部長が推薦する者をもって充てる。

4 第3条第4項及び第5条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」

とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、港湾局港湾振興部庶務課に置く。

2 本庁部会の事務局は港湾局港湾振興部庶務課に置く。

3 事務局は、委員会又は部会の事務に従事し、委員会又は部会の記録を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 港湾局職員安全衛生委員会要綱（昭和58年12月21日決裁）は、廃止する。

附 則（平成20年3月28日19川港庶第1465号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。